

附 則 (平成一八年四月二八日経済産業
省令第六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、会社法の施行の日(平成十
八年五月一日)から施行する。

附 則 (平成二二年八月一六日経済産業
省令第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十二年九月十六日か
ら施行する。

附 則 (令和五年二月二一日経済産業
省令第六一号)

この省令は、高圧ガス保安法等の一部を改正
する法律の施行の日(令和五年十二月二十一
日)から施行する。